

北口和皇議員失職(3月26日付)

～兼業禁止規定に抵触し、「議員資格を有しない」と全会一致で決定～

【決定に至った経緯】

2月23日	市議会議員14名から、北口議員が地方自治法第92条の2の兼業禁止規定に該当するか、議会の決定を求める「資格決定要求書」が議長宛てに提出された。
3月2日	本会議において、資格決定要求書提出議員からの提出理由説明、北口議員による弁明の後、「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」(以下「特別委員会」という。)への「北口和皇議員の資格決定の件」の付託を決定した。
3月19日	特別委員会において、北口議員からの弁明後、証拠書類等をもとに審査、採決を行い、「議員の資格を有しない」と決定した。
3月26日	本会議において、特別委員会委員長からの報告、北口議員による弁明の後、採決を行い、「議員の資格を有しない」と全会一致で決定した。

【兼業禁止規定及び本件の要旨】

○兼業禁止規定 地方自治法 第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

熊本市漁協 全体の業務量と請負量

年度	全体の業務量 (円)	争点1		争点2	
		請負量(円)	請負比率(%)	請負量(円)	請負比率(%)
平成26年度	4,684,181	3,348,000	71.47	1,998,000	42.65
平成27年度	3,217,700	2,143,600	66.62	993,600	30.88

※請負比率(%)=「請負量」÷「全体の業務量」

特別委員会における審査

争点	審査内容	確認内容
1 請負量が全体の業務量の50%を超える。 →形式上、下請負であっても、一括請負その他、実質上、元請負と異なる場合。	熊本市が熊本県内水面漁業協同組合連合会(以下「内水面漁連」という。)に委託した「河川環境調査(魚類)に伴う魚類捕獲業務」のうち、熊本市漁業協同組合(以下「熊本市漁協」という。)が内水面漁連から一部再委託を受けた業務を元請負とみなせるか。	北口議員が両団体の代表を兼務していること、事業開始に至る北口議員からの強い関与等を勘案すると、実質上、元請負と異なる。 →「外来魚捕獲業務等」に「河川環境調査(魚類)に伴う魚類捕獲業務」の一部再委託を含めた、平成26、27年度各年の請負比率が、事業収入額の6割以上を占めている。 →「主として同一の行為をする法人」に該当。
2 請負量が全体の業務量の50%を超えない場合でも、当該請負が当該団体の業務の主要部分を占め、その重要度が「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれ」が典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情がある。	熊本市が熊本市漁協に委託した「外来魚捕獲業務等」単独で判断した場合	平成26、27年度の請負比率は事業収入額の5割に満たないが、 ・比較的高率で推移している、 ・事業開始に至る北口議員の不当な関与、 ・北口議員と熊本市漁協との密接な関係性等、 を相関的に総合判断すると、「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれ」が典型的に高いと認められる。 →「主として同一の行為をする法人」に該当。

【北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会】の調査を終了しました

本特別委員会は、平成28年12月に設置されました。北口議員の不当要求行為等の事案について14回、北口議員の資格決定の件について1回の調査を行い、平成30年3月26日、本会議において委員長報告をもって終了しました。

議会と執行部の双方が、一議員の失職に至った事態を極めて重く受け止め、政治倫理の確立及び市民の信頼回復に向け全力で取り組むとともに、本特別委員会での論議が、今後の議会と執行部の透明で適切な関係構築に資することを、議会として確認しました。

※…これまでの北口議員の不当要求行為等に関する対応については、(平成27年12月号(VOL.17)、平成28年3月号(VOL.18)、平成29年3月号(VOL.21)、同年9月号(VOL.23)、同年12月号(VOL.24)、平成30年3月号(VOL.25)をご覧ください。
熊本市議会ホームページでもご覧になれます。

市議会災害対策会議の設置等の訓練を実施しました

4月15日、大規模災害時への対応に向けた議員の防災力向上と連絡体制の強化を図ることを目的に、議員の安否確認や市議会災害対策会議の設置等の訓練を行いました。

会議では、黙祷の後、議員の安否確認や市災害対策本部からの災害情報等の報告、各地域で行われた訓練に参加した議員からの状況報告等が行われました。



市議会災害対策会議で報告を受ける